

都留市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 25 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 20 号

都留市税条例の一部を改正する条例

都留市税条例(昭和 29 年都留市条例第 53 号)の一部を次のように改正する。

第 90 条第 1 項第 1 号中「(以下「身体障害者」という。)」を削り、同号ア中「当該身体障害者」を「当該身体障害者等」に改める。

第 90 条の 2 第 1 項中「第 92 条の規定により交付された身体障害者」を「第 92 条の規定により交付された身体障害者等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 90 条及び第 90 条の 2 の規定は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。